

## 国立大学法人佐賀大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施要領

国立大学法人佐賀大学建設工事等に係る適正な施工体制確保等実施要領

(趣旨)

第1条 佐賀大学における建設工事等に係る適正な施工体制の確保等については、国立大学法人佐賀大学会計規則(平成16年4月1日制定)その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(適用法令)

第2条 本要領の運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)(以下「適正化法」という。)及びこれに基づく政令を適用するものとする。

(適正化指針への配慮)

第3条 佐賀大学は政府関係機関であることに鑑み、適正化法第15条第1項により国が定めた公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(総務省財務省国土交通省告示第1号平成13年3月29日)(以下「適正化指針」という。)に配慮するものとする。

(適正な施工体制の確保等)

第4条 工事現場における適正な施工体制の確保等に係る本要領の運用においては、工事現場における適正な施工体制の確保等について(文教施設部長通知13文科施第62号平成13年5月31日)の規定を準用するものとする。

(施工体制の点検要領の運用)

第5条 工事現場における施工体制の点検要領の運用については、工事現場における施工体制の点検要領の運用について(監理室長通知13施施企第34号平成14年1月24日)の規定を準用するものとする。

なお、同規程中、「契約担当官」を「契約担当職員」と読替えるものとする。

(技術検査)

第6条 技術検査の実施については、技術検査要領の制定について(文教施設企画部長通知18文科施第625号平成19年3月29日)及び技術検査要領の運用について(文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知18施施企第67号平成19年3月29日)の規定を準用するものとする。この場合において、同通知中、「文部科学省」とあるのは「国立

大学法人佐賀大学」と、「会計法」とあるのは「国立大学法人佐賀大会計規則等」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約担当職員」と読替えるものとする。

(工事成績評定要領)

第7条 工事成績評定要領については、工事成績評定要領の改正について（文教施設企画部長通知19文科施第370号 平成20年1月17日）の規定を準用するものとする。この場合において、同通知中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」とあるのは「国立大学法人佐賀大学契約事務取扱細則」と、「支出負担行為担当官」とあるのは「契約担当職員」と読替えるものとする。

(工事成績評定実施規程)

第8条 工事成績評定実施規程については、工事成績評定実施規程について（文教施設部施設企画課監理室長通知13施企第47号平成14年3月18日）の規定を準用するものとする。この場合、文部科学省の工事成績評定収集・公開システムを利用する。ただし、同規程二（一）による評定対象工事は、原則として施設費補助金をもって整備、若しくは施設費補助金及び寄附金により一体的に整備する、請負金額が五百万円を超える工事とする。

なお、同規程中、「文部科学省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人佐賀大学契約事務取扱細則」また「支出負担行為担当官」を「契約担当職員」と読替えるものとする。

(工事成績評定評価委員会等の設置)

第9条 受注者が成績評定の内容について説明を求めた場合の回答に係る審議を行う工事等成績評定評価委員会の設置については、別に定める。

2 前項の回答を受けた者が再説明を求めた場合においては、その回答に関し文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部に設置される工事等成績評定審査委員会に審議を依頼できるものとする。

(施工体制台帳の作成等)

第10条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年 法律第127号）に基づき、発注者への提出の義務付け措置等が講じられている施工体制台帳の整備要領については、施工体制台帳の作成等についての改正について（文教施設部長通知13国文科施第3号平成13年4月13日）の規定を準用するものとする。

(一括下請負等の禁止)

第11条 佐賀大学が発注する建設工事等における一括下請負等不正行為の排除については、施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について（文教施設部長通知13国文科施第2号平成13年4月13日）の規定を準用するものとする。

(暴力団排除規程の準用)

第12条 本学が発注する建設工事等においては、公共工事における指名審査等の厳格化の観点から、建設業からの暴力団排除の徹底について(会計課長通知国会第95号 昭和61年12月18日)、文部科学省発注工事等からの暴力団排除の推進について(文教施設企画部長通知20文科施第14号 平成20年4月15日)及び文部科学省発注工事等からの暴力団排除に係る手続について(文教施設企画部施設企画課契約情報室長通知20施企第1号 平成20年4月15日)の規定を準用するものとする。この場合において、同通知中、「文部科学省」及び「文部科学省発注部局」とあるのは「国立大学法人佐賀大学」と、「契約担当官等」とあるのは「契約担当職員」と読替えるものとする。

(建設産業における生産システムの合理化への配慮)

第13条 建設産業における生産システムの合理化については、建設産業における生産システムの合理化について(文教施設部長通知国施第6号平成3年3月1日)の規定に配慮するものとする。

附則

この要領は、平成16年4月1日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年10月10日から実施する。